

令和4年度
第3回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和4年7月28日(木)
14:30～15:30

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、森谷

(労)伊東、大越、大宮、塩澤、高橋

(使)安達、石本、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第3回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、山野委員、大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、議事に入ります。

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) 最初に、事務局から中央最低賃金審議会の状況についてお願いします。

(室 長) 中央最低賃金審議会の状況につきまして説明いたします。報道がなされておりますように、目安伝達が困難になっております。

本省からの説明では、「公労・公使で個別に御意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるとのことでした。

今年度の審議の進め方に関しては、中賃の公・労・使全委員と事務局で協議した結果、①昨年度の審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること、②例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であること、を踏まえ、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要となることから、例年のように翌日開催ではなく、さらに時間を置いて議論を再開することになったとのことでした。

現時点では、目安が出る時期は、不明でございます。

なお、目安伝達がなされましたら速やかに委員の皆様へお伝えいたします。以上です。

(会長) 只今、事務局より説明がありましたが、これについて質問等ございますか。

(な し)

(会長) それでは、事務局から今後の審議会の開催等について提案がありますのでお願いします。

(室長) 本来、本審議会において目安伝達を行う予定でしたが、目安伝達の遅延により実施することができませんでしたので、目安伝達のために、本審を1回追加したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(会長) 只今、事務局より提案がありましたが、これについて意見等ございますか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、目安伝達のために、本審を1回追加することとします。

それでは、引き続き事務局から提案がありますのでお願いします。

(室長) 8月1日(月)の参考人招致の専門部会の開催につきまして目安の伝達を待つとなると、改めて参考人の日程調整が必要となり、かなり日程が先延ばしとなってしまいます。

そのため、労使の参考人から、現状を確認する意味で、目安が伝達されていない段階でも、参考人招致を実施したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(会長) 只今、事務局より提案がありましたが、これについて意見等ございますか。

(佐藤委員) 使側からよろしいでしょうか。

なかなか参考人の方の日程調整も難しいと思いますので、1日に実施の方向で検討していただければと思います。

(会長) 労側はいかがでしょうか。

(大越委員) 労側としましても、調整が厳しくなってくると思いますので、同じく1日に行ってよろしいかと思えます。

(会長) それでは、8月1日の参考人招致の専門部会は、予定通り開催することとします。

それでは、引き続き事務局から提案がありますのでお願いします。

(室長) 8月2日以降の審議会・専門部会の日程につきましては、目安が中央最低賃金審議会より示された段階で、改めて確定したいと思えます。

そのために事務局から改めて日程調整表をお送りさせていただきますので、大変恐縮ですが8月1日(月)までにご報告をよろしくお願いいたします。

なお、今後の審議日程調整の参考としていただくため、目安伝達がなされた日より審議日程、答申日、発効日等がいつになるかにつきまして、以前に各委員の皆様から提出いただきました日程調整表及び事務局で確保している会議室等を勘案し、整理した表を事務局で作成しました。

金額審議の専門部会を2回開催する前提で最も早い日程となるよう作成しました。

また、令和3年度において発効日が最も遅かった沖縄県の10月8日の例を参考としております。審議の状況によっては、発効日が前後することになると思います。

日程調整のための参考として作成したものであることをご理解いただきたいと思えます。

(会長) 只今、事務局より提案・説明がりましたが、これについて意見等お願いします。

(佐藤委員) 使側からよろしいでしょうか。

表の中で本審と専門部会がダブルヘッダーになっているところがありますが、ダブルヘッダーは避けて、本審だったら本審、専門部会だったら専門部会だけという形にしていきたいと思えます。

審議にあたって、各都道府県の審議状況を確認したいので、ダブルヘッダーですと十分な対応ができなくなってしまうので、避けていただきたいと思えます。以上です。

(会長) 午前と午後はどうですか。

(佐藤委員) 午前と午後でも厳しくなりますので、避けていただきたいと思えます。

(会長) わかりました。労側はどうでしょうか。

(大越委員) 労働者側としましては、一日でも早い発効というのはいただきたいというところはございますが、使側のご意見を尊重

して、一日に2回ということではなく、しっかりと審議させていただくというところで、よろしいかと存じます。

(会長) ありがとうございます。

労働者側は使用者側の一日に2回はやらないということに同意していただきましたので、同一日に本審と専門部会を開催することは避けるということになりますので、事務局に出していただいた日程をもう一度見直していただく必要がございますが、いかがでしょうか。

(室長) 改めまして事務局のほうでダブルヘッダーにならないような形で進めさせていただきたいと思います。

後日、メール等でご連絡させていただきたいと思います。

(会長) 事務局で改めて日程を出していただくということで、よろしく願いいたします。

他にご意見、要望等ございますか。

(金成委員) 以前に8月の日程もお出ししていましたが、再度8月9月分の日程を出す、という理解でよろしいでしょうか。

(室長) それで結構です。その頃とは予定も変わっている委員の方もいらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局から確認ですが、例えば8月3日の夜中に目安が決まって、朝方に事務局に伝達された場合、4日の午後に電話等でいかがですかというご連絡を差し上げた場合、可能かどうか意見をお伺いしたいと思います。

(会長) それは、1日までに出す日程に、4日の午後出席可能となっていれば、可能だと理解しております。

(佐藤委員) 1日に日程調整表を出しますので、それに沿って、深夜に決まれば、そこで連絡をいただければ対応できると思います。

(会長) 労側もそれでよろしいでしょうか。

(大越委員) はい。

(局長) 審議会の運営規定では、会議の招集に関して第2条に記載がございまして、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するという規定があるものですから、その兼ね合いを心配しております。

今回の場合ですと、中央からの伝達事項が本日できないということになりましたので、付議事項としては本省からの伝達ということになり、その項目についてだけご報告させていただくということになりますと思います。

少なくとも3日前までが原則ではありますが、緊急やむを得ない場合ということで、今回の場合には突然のご連絡をさせていただくようなことになる可能性もあるという点を、事務局としては心配するところでありまして、そこをお諮りしたいということでございます。

(会長) 今回のケースは、緊急やむを得ない場合に該当するということで、直前での招集になってもやむを得ないという理解でございます。

(塩澤委員) 先ほどおっしゃったように、午前中に連絡が入って、午後に招集がかかるということは理解しておりますが、例えば、午前11時くらいに決まって、午後1時というのは難しいことですので、ご配慮いただきたいと思います。

(室長) わかりました。

(石本委員) 確認ですが、本日7月28日ですが、8月1日に中賃が開催されるということが、まだ決まっていないということでしょうか。

(室長) はい、その通りでございます。

(石本委員) その日程がいつ確定するかということもわからないということでしょうか。

(室長) はい。申し訳ございません。

(会 長) 中賃の結論が出されないと先には進めないのので、結論が出るのを待つしかないということになりますので、大変申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

他にございますか。

(な し)

(2) 福島県最低賃金及び目安に関する小委員会資料の説明について

(会 長) 次に、事務局から福島県最低賃金及び目安に関する小委員会資料の説明をお願いします。

(室 長) それでは、福島県最低賃金及び目安に関する小委員会資料についてご説明いたします。

本日の資料といたしましては、審議会次第と一緒に綴っている会議資料のほか別綴りとして1つ準備しております。

表紙に別冊中央最低賃金審議会と記載しております資料は、7月19日に開催されました第3回目安に関する小委員会資料、7月25日に開催されました第4回目安に関する小委員会資料となっております。

また、専門部会委員以外の方には、7月12日に開催しました第1回専門部会において、専門部会委員の皆様に配付し説明いたしました資料を封筒に入れてお配りしております。

こちらの資料につきましては、本審議会での説明は申し訳ありませんが省略させていただきます。

1ページは、今年6月に実施した「賃金実態調査結果」に基づき作成したもので福島県内の産業別・規模別・地域別の未満率の一覧表となっております。

なお、現行の福島県最低賃金828円に係る未満率は、1.9%となっております。

2～5ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づく賃金分布を規模別・地域別・年齢別にまとめたものになります。

6 ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づいて、福島県最低賃金に対する影響率を試算した表になります。この表の見方としては、左の欄に記載する額になった場合に、影響を受ける労働者の率・推定労働者数を表しています。

7～14 ページは、令和3年度最低賃金額と生活保護費の比較、並びに各種データになります。

福島県の生活保護は、月額で92,331円、令和3年度の最低賃金で計算した1か月の収入は117,572円となっており、生活保護水準を上回っています。

15～16 ページは、7月5日に全国労働組合連絡協議会東北協議会長他5団体の連名により、福島労働局長あてに提出された「2022年最低賃金の審議にあたっての要請」の写です。

17～18 ページは、7月19日に日本労働組合総連合会福島県連合会会長から、福島労働局長あてに提出された「2022年度最低賃金行政に関する要請書」の写です。

なお、要請にあたり19～20ページにあります「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」110,328名分が添えられ、提出されております。

続きまして、とびますが55ページの次にあります別冊資料の目安に関する小委員会の資料について説明します。

2ページから7ページは、7月19日に開催された第3回目安に関する小委員会資料となっております。

3ページは、国内企業物価指数の推移で、2022年に入ってから前年同月比で9%を超えている状況となっております。

7ページは、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の資料です。産業計では、2.1%の上昇、Dランクでは2.4%の上昇となっております。

8 ページから 16 ページは、7 月 25 日に開催された第 4 回目安に関する小委員会資料となっております。10 ページから 13 ページは、各種の消費者物価指数資料となっております。16 ページは、消費者物価対前年上昇率の推移の資料で、福島県は令和 4 年 6 月、3.3%の上昇となっております。

以上が福島県最低賃金及び目安に関する小委員会資料の説明になります。

(会 長) 只今、事務局から資料の説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(な し)

(3) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

(会 長) 次の議事に移ります。

特定最低賃金 5 業種の最低賃金改正の必要性の有無の諮問についてお受けします。事務局は準備願います。

【局長から会長へ諮問文手交】

(会 長) 事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【諮問文を各々読み上げ】

(会 長) ありがとうございます。

続いて、事務局から諮問に関する資料の説明をお願いします。

(室 長) それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する資料についてご説明いたします。

特定最低賃金に係る関係資料は、会議資料 21 ページ以降のⅡ 特定最低賃金関係資料となります。

21 ページ～43 ページは、福島県の特定最低賃金 5 業種に係る特定最低賃金改正決定申出書の写しになります。

①非鉄金属製造業②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業③輸送用機械器具製造業④計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理

化学機械器具、時計・同部品製造業、眼鏡製造業⑤自動車小売業につきまして、去る7月19日（火）に5つの産業別に関係する労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定を求める申出書の提出がありました。なお、提出された証明資料等については多量のため、添付を省略しています。

44ページ～54ページは、「公正競争ケース」の場合に提出が必要とされる「賃金格差の存在の疎明のための資料」です。

これは、改正申出にかかわる疎明資料となっており、電機連合・JAM・自動車総連様が共同で提出されています。

資料の55ページに「令和4年度特定最低賃金申出内容一覧表」を事務局において作成したものを添付しましたのでご覧ください。

なお、申出に係る事業場の適用産業分類、労働者数等につきましては、労働基準行政システム、労働保険適用徴収システムにおけるデータ、雇用保険適用事業所データ等に基づき照合し、適正であることを確認しています。

申出書の要件は、最低賃金法施行規則第10条第1項及び昭和61年2月14日付け中央最低賃金審議会で答申された「新産業別最低賃金の運用方針」に定められています。

まず、最低賃金法施行規則第10条第1項及び第2項に定められている申出書の形式的な要件について、改正申出の場合は①申出をする者が代表する労働者の範囲②当該特定最低賃金の件名③申出の内容④申出の理由になりますが、特定最低賃金に係る5業種の改正に係る申出の内容については、「改正申出に関わる合意書及び申請代表者に対する委任書」、「確認書」、「最低賃金に関する協定書」、「最低賃金改正

に関する決議」、「合意署名」等により申出書の内容が適正に記載されていることを確認しております。

次に定量的な要件ですが、形式的要件と同様に「新産業別最低賃金の運用方針」により、特定最低賃金の改正決定の申出要件が示されています。

労働協約ケースの場合は、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けていること、公正競争ケースの場合は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていること、となっています。

現行の特定最低賃金の適用労働者数は、総務省統計の平成28年事業所・企業統計調査報告（28年経済センサス）を基に、各年の労働保険の新規成立、廃止事業場等の労働者数を加除し、令和3年12月1日現在の適用労働者数を算定しており、改正申出内容一覧表のとおり、非鉄金属製造業3,447人（労働協約ケース）。電子部品等製造業30,279人（公正競争ケース）。輸送用機械器具製造業9,726人（労働協約ケース）。計量器等製造業1,852人（公正競争ケース）。自動車小売業7,510人（労働協約ケース）となっています。

特定最低賃金改正申出に係る「労働協約ケース」の非鉄金属製造業の労働協約の適用労働者数は1,473人で適用労働者の42.7%、輸送用機械器具製造業は5,216人で適用労働者の53.6%、自動車小売業は3,316人で44.2%となっています。

いずれも、同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けており、要件を満たしていることを確認しています。

なお、最低賃金に関する協定に係る最低賃金額は非鉄金属製造業が時給963円、輸送用機械器具製造業が時給920円、自動車小売業が時給971円となっています。

「公正競争ケース」の電子部品等製造業の合意等労働者数は13,887人で適用労働者の45.9%、計量器等製造業は684人で36.9%となっております。

それぞれ、労働協約・労使協定・機関決議・個別合意がなされており、適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていることを確認しています。

また、各特定最低賃金（5業種）の適用労働者数は1,000人以上であり、現行の特定最低賃金額（5業種）は、福島県最低賃金828円をそれぞれ上回っています。

以上が、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する会議資料の説明になります。

（会長） 只今の説明で、質問等がございましたらお願いします。

（なし）

（会長） それでは続いて、事務局から、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

（室長） それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に係る審議の方法等について説明いたします。

福島県で設定されている特定最低賃金5業種につきましては、本年3月25日に関係労働団体より改正申出の意向表明がなされ、7月19日に改正申出書の提出がなされました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議方法に関しましては、平成30年度と令和元年度につきましては、審議会の丁寧な運営にかかるご意見等を踏まえ、5つの特定最低賃金について、個別審議としていましたが、令和2

年度につきましては、一括して審議するとの合意がなされましたが、最終的には5業種一括ではなく、業種ごとに審議を行うこととなりました。令和3年度につきましても業種ごとに審議を行うこととなりました。

しかしながら、平成10年12月10日付け「中央最低賃金審議会特定最低賃金に関する全員協議会報告」において、「特に事業の競争関係、賃金格差の存在の疎明の内容等の状況に変化がなく、制度の趣旨を逸脱することがないと認められる場合には、一括して審議を行うなど、審議会の効率的運営に配慮する」とされているところです。

今年度の審議方法について、よろしくお願ひいたします。

(会長) 事務局から説明がありました。特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法について、今年度はどういたしますか。

5つの特定最低賃金について一括審議とするか、個別審議とするか、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(佐藤委員) 先に使側からよろしいでしょうか。

本年度について個別審議でお願いしたいと思います。

(会長) 労側はいかがでしょう。

(大越委員) はい。労側としましては、一括審議が望ましいと考えておりますが、5業種を審議いただくようにするためには、必要性ありとしていただけることでやっとスタートに立てると考えておりました。過去の様々な事柄を加味したうえで、真摯に協議していただけるということであれば、使用者側の意見を尊重して個別審議を受け入れたいと考えます。

労働者側としましては、5業種すべて審議いただけることが重要と考えておりますし、交渉すらできない労働者の方々の視点に立ってこの場に臨ませていただいているということ、真摯な協議をいただけるということ踏まえ、5業種を

個別での審議ということで考えております。よろしく願いいたします。

(佐藤委員) 労側から発言があった内容について、一部受け入れられない部分がありますので、それを前提での個別審議ということであれば、問題が出てくることとなります。

それを抜きにしての個別審議、今年度につきましては、中賃での目安額、どれぐらいの金額が出てくるかわかりませんが、おそらく、昨年以上の目安の金額が出てくるのが考えられます。

5業種の中でも電子・デバイス製造業につきましては、県最賃よりも下回る可能性があるということを考えますと、なかなか一括審議はできないと考えざるを得ないと思いますので、5業種ひとつひとつの業種についてそれぞれ個別審議をしていく必要性があると思っております。

(塩澤委員) 時期的な問題もあるように思います。どうしても地域の最賃の審議が前段にありますので、一時的には5業種のひとつの業種が逆転するような可能性もありますが、中賃で議論されているように、様々な観点を踏まえたうえでの目安の提示になると思いますから、そういうことも踏まえて個別審議の議論をさせていただければ非常にありがたいと思っております。

必要性の有無については、今は想定しかありませんので、そのところの内容を踏まえてしっかりと議論させていただければ非常にありがたい、そういう意味では一括審議より、個別審議が非常に大切なところかと考えます。

(佐藤委員) 先ほど内容については、受け入れがたい部分もございますので、前提抜きでの個別審議ということで受け入れていただけるのであれば構いません。

(会 長) 個別審議ということについては、労使ともに納得されていると思いますので、中賃の目安がどのようになるかわかりませんが、個別の審議の中でそれぞれの必要性の有無について十分検討していただいて、その結果で結論をだすということではいかがでしょうか。

(大越委員) 労働側としましても会長のご意見の通りと思いますので、そういった観点から個別審議ということをお願いしたいと思います。

(会 長) 特定最低賃金は労使のイニシアティブの基に決定されるということでもありますので、それを踏まえてご議論いただければと思います。

(佐藤委員) 再度確認させていただきたいのですが、制約もないということではよろしいですか。

(会 長) 制約というのは結論のお話だと思いたしますが。

(佐藤委員) 結論等も含めて別のニュアンス等もあると思われたので、このような発言をさせていただきました。

(大越委員) 真摯な審議をしていただいて、議論の末に5業種ができればありがたいというところで、深い意図は特になく、議論が大事であって、それを踏まえて進めていくという考えでございます。

(会 長) その時点での状況等を踏まえて議論していただいて、そのうえで結論を出す、そのために個別審議するというところでよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、5つの特定最低賃金について、個別審議することとします。

今後の日程につきまして、事務局から説明願います。

(室 長) 今後の審議につきましては、目安伝達がなされた後、皆様と日程調整を行いまして決定したいと思っております。

(会 長) 今後の審議につきましては、目安伝達がなされた後、各委員と日程調整を行い決定することではいかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、今後の審議につきましては、目安伝達がなされた後、各委員と日程調整を行い決定することといたします。

4 閉 会

(会 長) その他、ご質問等がございますか。
なければ、これにて本日の審議会を閉会とします。